解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年二月八日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月九日

神奈川県三浦市初声町下宮田三〇二四番地一
清算法人三浦市仲田元屋舗土地改良区
清算人代表　大井　信雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年三月二十八日開催の通常総会の決議により、平成二十七年十一月二十七日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月九日

千葉県袖ケ浦市上泉一四四三番地
袖ケ浦市上泉永吉土地改良区
代表清算人　切替　良寛

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年二月十九日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月九日

新潟県新潟市北区西名目所五五〇七番地一
西名目所土地区画整理組合
代表清算人　近藤耕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市瑞穂二丁目四番地、最後の住所栃木県宇都宮市松が峰二丁目三番五号チサンマンション六〇一

被相続人　亡　宇梶　久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月九日

栃木県宇都宮市西二丁目四番二四号
相続財産管理人　弁護士　石神　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市東七丁目四七一番地、最後の住所群馬県みどり市笠懸町鹿一七番地一有料老人ホームぐるめ

被相続人　亡　横谷　宜二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月九日

群馬県太田市新井町五一六番地四　グランビル太田二〇一いちろう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県枕崎市旭町二六番地、最後の住所兵庫県西宮市馬場町四番二七―三〇四号

被相続人　亡　田野尻エヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月九日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一号ロージ潮江一一一号
相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県岩出市金屋二五四番地五、最後の住所和歌山県岩出市森二九番地の六

被相続人　亡　楠井　年浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月九日

和歌山市南細工町一二番地
相続財産管理人　弁護士　浅野　美穂

無縁墳墓等改葬公告

当院墓地区画整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年三月九日

一、墳墓等所在地　埼玉県川越市宮元町一番地二
一、墳墓等の名称　真行寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　埼玉県川越市大字木野目一八一九番地一四　山田スミ、神奈川県川崎市中原区新丸子町七六八番地八　山田達雄
一、改葬を行おうとする者　埼玉県川越市宮元町一番地二　宗教法人真行寺　住職　武田　浩学

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年3月9日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社エイシーコーポレーション　②埼玉県知事(2)20739　③鈴木貞夫　④埼玉県川口市安行403―1　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県川口市安行403―1　有限会社エイシーコーポレーション　清算人　鈴木貞夫

①クラシスホーム株式会社　②愛知県知事(2)20587　③代表取締役　高木正次　④名古屋市緑区桶狭間清水山1306番地1　廃止した従たる事務所　名古屋市南区本地通5丁目11番1号　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市緑区桶狭間清水山1306番地1　クラシスホーム株式会社　代表取締役　高木正次

①丸興住宅　②大阪府知事㈣20133　③中村弘明　④大阪府門真市三ツ島1丁目22―11　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府門真市三ツ島1丁目25―36　丸興住宅　中村弘明

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年二月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年三月九日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号
イメーション株式会社確定給付企業年金
清算人　吉田　謙三

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月九日

愛知県名古屋市中区正木三丁目二番七〇号
愛知県石油厚生年金基金
代表清算人　栗田　龍夫